

第3回

大網白里市農業委員会総会議事録

令和7年7月9日（水）

農村環境改善センター 農事研修室

第3回大網白里市農業委員会総会議事録

1、開催日時 令和7年7月9日(水)

2、開催場所 農村環境改善センター 農事研修室

3、招集者 大網白里市農業委員会会長 内海 亮一

4、出席委員(15名)

1番 八角 功次	2番 高橋 政人
3番 吉原 孝	4番 齋藤 勉
5番 三木 年彦	6番 大野 勝弘
7番 岡本 佳之	8番 菅谷 祐
9番 平賀 久雄	10番 川崎 篤之
11番 加藤岡 一弘	12番 内山 充弘
14番 板倉 小百合	15番 内海 亮一
16番 梅原 英男	

5、欠席委員

13番 中村 和敏	17番 今関 喜明
-----------	-----------

6、議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
(整理番号1~8)

第4 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
(整理番号1~2)

第5 大網白里市農用地利用集積等促進計画案への意見聴取について

第6 報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
(整理番号1~2)

第7 報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
(整理番号1~2)

第8 報告第3号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について
(整理番号1~2)

第9 報告第4号 農地の転用事実に関する照会について

(整理番号1～6)

7、農業委員会事務局職員

事務局長	野口 裕之	主 査	北田 尚史
主任書記	長谷川 聡彦	主任書記	井内 和香子

◎開 会

○議長 ただいまより、第3回大網白里市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員数は、17名中、15名で定足数に達しておりますので、第3回大網白里市農業委員会総会は成立しております。

なお、中村和敏委員から所用のため欠席、今関喜明委員より遅れる旨、連絡がありましたことを報告いたします。

(午後3時04分)

◎議事録署名委員の指名

○議長 日程第1、議事録署名委員の指名について、お諮りいたします。

議事録署名委員は、議長から指名させていただくことで、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご異議ないものと認め、議事録署名委員は、岡本佳之委員および菅谷祐委員にお願いいたします。

◎会議書記の指名

○議長 続きまして、日程第2、会議書記の指名は、事務局職員の北田主査を指名いたします。

◎議案第1号（整理番号1～8）

○議長 続きまして、日程第3、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局から議案第1号、整理番号1から8について、説明をお願いいたします。

○事務局 ご説明申し上げます。議案書の1ページをご覧ください。

整理番号1、申請地は、南横川字原台中、地目畑の1筆、面積389㎡を売買により所有権移転しようとするものでございます。

権利者、義務者は、議案書のとおりでございます。

申請理由は、権利者は経営規模を拡大するため、義務者は耕作できないため、でございます。

申請位置は、別添資料の図面の1ページをご覧ください。

中央から上に、1-1と示した箇所でございます。

申請内容の詳細は、別添の詳細資料、1ページから4ページまでになります。

1ページをご覧ください。「農地法第3条における審議事項確認書」の「[1]基本要件」は全て該当しないものと思われます。

次に、整理番号2、申請地は、小中字松崎、地目畑の4筆、面積1,180㎡を贈与により所有権移転しようとするものでございます。

権利者、義務者は、議案書のとおりでございます。

申請理由は、権利者は生前贈与を受けるため、義務者は耕作できないため、でございます。

申請位置は、別添資料の図面4ページをご覧ください。

中央より上に、1-2と示した箇所でございます。

申請内容の詳細は、別添の詳細資料5ページから9ページまでになります。

5ページをご覧ください。「農地法第3条における審議事項確認書」の「[1]基本要件」は全て該当しないものと思われます。

次に、議案書2ページをご覧下さい。

整理番号3、申請地は、四天木字神明、地目、田の2筆、四天木字宮脇、田の7筆、合計面積14,734㎡を、売買により所有権移転しようとするものでございます。

権利者、義務者は、議案書のとおりでございます。

申請理由は、権利者は経営規模の拡大及び後継者の育成を図るため、義務者は耕作できないため、でございます。

申請位置は、別添資料の図面2ページをご覧ください。

1-3と示した箇所でございます。

申請内容の詳細は、別添の詳細資料10ページから20ページまでになります。

10ページをご覧ください。「農地法第3条における審議事項確認書」の「[1]基本要件」は全て該当しないものと思われます。

なお、本案件につきましては、5月に開催した第1回総会において、農地法第3条の所有権移転での審議がなされ、5月12日付けで所有権移転を許可しておりますが、6月17日付けで許可取消願いが提出され、今回、再申請されたものでございます。

今回の権利者は、前回申請時の権利者の父であり、所有権移転に係る対価の負担等を考慮し、前回の許可取消を行い、改めて申請に至ったとのことでございます。

次に、整理番号4、申請地は、大網字中台内、畑の1筆、大網字山王、田の3筆、合計面積1,529㎡を売買により、所有権移転しようとするものでございます。

権利者、義務者は、議案書のとおりでございます。

申請理由は、権利者は相手方の申出によるため、義務者は耕作できないため、でございます。

申請位置は、別添資料の図面3ページをご覧ください。

中央より左側に1-4と示した箇所でございます。

申請内容の詳細は、別添の詳細資料21ページから27ページまでになります。

21ページをご覧ください。「農地法第3条における審議事項確認書」の「[1]基本要件」

は全て該当しないものと思われます。

次に、議案書3ページをご覧ください。

整理番号5、申請地は、大網字竹之下前、田の1筆、大網字折戸、田の4筆、大網字拾式島、田の2筆、合計面積5,239㎡を売買により、所有権移転しようとするものでございます。

権利者、義務者は、議案書のとおりでございます。

申請理由は、権利者は相手方の申出によるため、義務者は耕作できないため、でございます。

申請位置は、別添資料の図面3ページをご覧ください。

1-5と示した箇所でございます。

申請内容の詳細は、別添の詳細資料28ページから35ページまでになります。

28ページをご覧ください。「農地法第3条における審議事項確認書」の「[1]基本要件」は全て該当しないものと思われます。

次に、整理番号6、申請地は、大網字山王、田の1筆、面積330㎡を売買により、所有権移転しようとするものでございます。

権利者、義務者は、議案書のとおりでございます。

申請理由は、権利者は相手方の申出によるため、義務者は耕作できないため、でございます。

申請位置は、別添資料の図面3ページをご覧ください。

中央より左側に、1-6と示した箇所でございます。

申請内容の詳細は、別添の詳細資料36ページから39ページまでになります。

36ページをご覧ください。「農地法第3条における審議事項確認書」の「[1]基本要件」は全て該当しないものと思われます。

次に、議案書4ページをご覧ください。

整理番号7、申請地は、大網字山王、田の14筆、大網字中台内、田の1筆、大網字堂面、田の2筆、大網字拾式島、田の1筆、合計面積13,273㎡を売買により、所有権移転しようとするものでございます。

権利者、義務者は、議案書のとおりでございます。

申請理由は、権利者は相手方の申出によるため、義務者は経営規模縮小のため、でございます。

申請位置は、別添資料の図面3ページをご覧ください。

1-7と示した箇所でございます。

申請内容の詳細は、別添の詳細資料40ページから50ページまでになります。

40ページをご覧ください。「農地法第3条における審議事項確認書」の「[1]基本要件」は全て該当しないものと思われます。

次に、議案書5ページをご覧ください。

整理番号8、申請地は、四天木字神明、現況地目、田の2筆、合計面積316㎡を贈与により、所有権移転しようとするものでございます。

権利者、義務者は、議案書のとおりでございます。

申請理由は、権利者は相手方の申出によるため、義務者は資産整理し、生前贈与するため、でございます。

申請位置は、別添資料の図面2ページをご覧ください。

1-8と示した箇所でございます。

申請内容の詳細は、別添の詳細資料51ページから54ページまでになります。

51ページをご覧ください。「農地法第3条における審議事項確認書」の「[1]基本要件」は全て該当しないものと思われます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から説明がありましたが、地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

整理番号1から2の案件につきましては、菅谷祐委員、お願いいたします。

○菅谷委員 それでは、議案第1号整理番号1について、調査いたしましたので、報告します。

理由といたしましては、事務局説明のとおりです。

7月6日、今井推進委員とともに、権利者宅の土地で待ち合わせし、権利者から、事情を聞きました。義務者については、電話連絡です。

申請地は、水田に囲まれる形となっており、権利者が機械による作業を行う際に不便に感じていたことから、義務者に相談に行ったところ、義務者より申請地を売りたいとお話があり、買うことにしたとのことです。

権利者はさらに将来的にはこの畑を地目変更し、水田にしたいとしておりました。

申請のとおり、義務者、権利者の意思に相違ありませんので、慎重なる審議をお願いしたいと思います。

続いて、議案第1号整理番号2についてです。

理由といたしましては、事務局説明のとおりです。

義務者は、高齢のため耕作できないので、義務者の長男夫婦及びその孫にあたる権利者を含めた合計6名で耕作していますが、まだ若く、農業に関心があり、日頃、手伝っていることから、権利者にもう少し責任を持たせてやりたいということで、自宅の周りの畑を、生前贈与をすることにしたとのことです。

権利者につきましても、それを納得しております。

以上のとおり問題ないと思われるので、慎重なる審議をお願いします。

以上です。

○議長 ご苦勞さまでした。

次に、整理番号3の案件につきましては、八角功次委員、お願いいたします。

○八角委員 整理番号3の案件につきまして調査報告いたします。

申請理由は、事務局説明のとおりです。

7月3日に八角浩史推進委員と権利者、義務者とお会いしてお話を伺って参りました。

先ほど事務局から説明がありましたが、この案件は、5月9日の総会で審議を行った農地です。すでに所有権移転が許可されておりましたが、対価や税負担を考慮し、許可取り消しの手続きを取ったうえで、権利者を子供から父に改め、再度申請を行うこととなったものでございます。

5月の総会で報告させていただきましたが、現在は別の方が作付しています。

その方も高齢で面積を減らしているため、次に作付けをしてくれる方を探していたところ、売買により話がまとまったもので、権利者宅は既存の農家であり、農機具もそろっており、何ら問題ないと思いますが、委員の皆様方の慎重審議よろしくお願いいたします。

○議長 ご苦勞さまでした。

次に、整理番号4から7の案件につきましては、三木年彦委員、お願いいたします。

○三木委員 それでは議案第1号整理番号4について調査報告を申し上げます。

理由としては、事務局の説明のとおりでございます。

7月4日に中村推進委員さんと、申請内容のお話を伺いました。

権利者は認定農業者で、義務者と同じ地区に住んでおり、数年前より、申請地を借り受け耕作しておりましたが、義務者も90歳を過ぎ、高齢になり所有している農地について、権利者に売買の相談をしたところ、合意したとのことでありました。

申請地は自宅近くでもあり、隣接する田も耕作を予定しており、区画も広がり、利便性が増し、良くなると思います。

さらに周辺地は、草刈りもされ綺麗に管理されておりました。

以上、特に問題はないと思われませんが、委員の皆様方の慎重なご審議をお願いいたします。

続きまして議案第1号、整理番号5について調査報告を申し上げます。

理由としては、事務局の説明のとおりでございます。

7月4日に中村推進委員さんと申請内容のお話を伺いました。

権利者は認定農業者であり、耕作者と同じ地区に住んでおり、数年前より申請地を借り受け耕作しておりましたが、義務者も60歳を過ぎ、所有する農地について、権利者に売買の相談をしたところ、合意したということでございました。

申請地は自宅近くでもあり、隣接地も耕作しており、区画も広がり利便性が増し良くなります。

さらにし、申請地周辺など、土地は草刈りもされ、綺麗に管理されておりました。

以上、特に問題ないと思われませんが、委員の皆様の慎重なご審議をお願いいたします。

引き続き、議案第1号、整理番号6について、調査報告を申し上げます。

理由としては、事務局の説明のとおりでございます。

7月4日に中村推進委員さんと申請内容のお話を伺いました。

権利者は認定農業者であり義務者と同じ地域内に住んでおります。

権利者については数年前より申請地の隣接する田を借り受け耕作しており、義務者についても、60歳を過ぎ、経営規模の縮小の考えがありました。

特に申請地については、面積も小さく、区画も不整形で耕作しづらい等の理由があり、義務者が、権利者に相談したところ、隣接地も耕作しており、耕作面積を増やしたい考えがあり、今回の申請に至っております。

申請地は自宅近くでもあり、隣接する田も耕作しており、区画が広がり、利便性が増し良くなります。

さらに申請地周辺は、草刈りもされ綺麗に管理されておりました。

以上、特に問題はないと思われませんが、委員の皆様の慎重なご審議をお願いいたします。

続きまして議案第1号整理番号7について調査報告を申し上げます。

理由としては、事務局の説明の通りでございます。

7月4日に中村推進委員さんと申請内容の話を伺いました。

権利者は認定農業者であり、義務者と同じ地域内に住んでおります。

権利者については、数年前より申請地を借り受け耕作しております。

義務者については、以前より体調を崩し、60歳であるが、後継者もないことから、耕作してくれる人に農地を手放したいとのことでした。

そこで所有する土地について権利者に売買の相談をしたところ、耕作面積も増やしたい考えがあり、今回の申請に至っております。

なお申請地は自宅近くでもあり、隣接する田も耕作しており、区画が広がり、利便性が増し良くなります。

さらに申請地周辺は、草刈りもされ、綺麗に管理されておりました。

以上、特に問題はないと思われませんが、委員の皆様の慎重なご審議をお願いいたします。

以上でございます。

○議長 ご苦労さまでした。

次に、整理番号8の案件につきましては、中村和敏委員が欠席のため代理、板倉小百合委員をお願いいたします。

○板倉委員 代読。議案第1号整理番号8について調査報告を申し上げます。

理由の内容としては、事務局説明のとおりです。

今月5日、鶴澤推進委員さんと権利者宅で義務者同席にてお話を伺いました。

現地は水田として使用しており、3筆を1枚の田にして使用しているため、今回、前回申請で漏れた残り2筆の申請を行うとのことでした。

義務者権利者とも今回の申請には間違いないとのことでした。

問題はないと思われますが、委員の皆様の慎重審議よろしくお願いいたします。

令和7年7月9日、中村和敏。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

それでは、これより整理番号1から8について、一括して質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご質問、ご意見ともにならないようですので、これにて議案第1号の整理番号1から8に対する質疑を終結いたします。

これより、順次採決いたします。

○議長 議案第1号、整理番号1について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号1は、原案のとおり許可することに決定いたします。

○議長 次に、議案第1号、整理番号2について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号2は、原案のとおり許可することに決定いたします。

○議長 次に、議案第1号、整理番号3について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号3は、原案のとおり許可することに決定いたします。

○議長 次に、議案第1号、整理番号4について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号4は、原案のとおり許可することに決定いたします。

○議長 次に、議案第1号、整理番号5について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号5は、原案のとおり許可することに決定いたします。

○議長 次に、議案第1号、整理番号6について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号6は、原案のとおり許可することに決定いたします。

○議長 次に、議案第1号、整理番号7について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号7は、原案のとおり許可することに決定いたします。

○議長 次に、議案第1号、整理番号8について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第1号、整理番号8は、原案のとおり許可することに決定いたします。

◎議案第2号（整理番号1～2）

○議長 続きまして、日程第4、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局から議案第2号、整理番号1から2について、説明をお願いいたします。

○事務局 ご説明申し上げます。議案書の6ページをご覧ください。

議案第2号、整理番号1の案件について説明させていただきます。

申請地は、養安寺字押出、田の2筆、合計面積2,296㎡の一部に賃借権を設定し、ガス導管の内面更生工事に係る作業用地に一時転用しようとするものでございます。

転用面積は、805.7㎡でございます。

申請者は、議案書のとおりでございます。

申請位置は、別添資料の図面3ページをご覧くださいまして、左上に2-1と示す箇所でございます。

計画の詳細は、別添の詳細資料、55ページから62ページまででございます。

農地転用許可基準の立地基準につきましては、申請地は、農振農用地区域内に該当し

ております。

農用地区域内の農地は、原則として許可することができない農地ではありますが、一時的な用途に利用される場合には、例外的に認められるものであります。

工事期間は、令和7年9月から令和8年2月末までの予定であり、一時転用完了後は農地に復元する誓約書が添付されております。

次に、一般基準でございます。

農地転用目的実現の確実性につきましては、資金計画書が添付されており、全額を自己資金で賄う資金計画であり、銀行の残高証明書が添付されていることから、実現性に支障はないものと考えられます。

次に、転用行為の妨げになる権利につきましては、公簿を確認したところ、支障ないものと考えられます。

次に、周辺農地の営農条件への支障が生じる恐れについてですが、埋め立ては行わず、土木シート並びに大型土嚢を設置し、上から鉄板を敷設する計画となっております。

また、雨水排水につきましては、自然浸透させる計画となっております。

このことから、土砂の流出、日照、通風等、営農条件に関する影響はないものと考えられます。

次に、他法令の関係でございますが、隣接する道路用地に鉄板を敷設するための道路占用許可書の写しが添付されております。

続きまして、議案第2号整理番号2についてご説明申し上げます。

議案書の6ページをご覧ください。

整理番号2、申請地は、富田字西北原、田の3筆、合計面積515㎡を専用住宅用地に転用しようとするものでございます。

申請者は、議案書のとおりでございます。

申請位置は、別添資料の図面5ページをご覧くださいまして、中央やや左の方に2-2と示す箇所でございます。

計画の詳細は、別添の詳細資料、63ページから73ページまででございます。

計画概要は、木造、平屋建ての専用住宅が1棟、建築面積110.13㎡でございます。

事業を行う理由は、高齢となり運転免許の返納後の生活を考慮するなかで、現在の住まいより、スーパーマーケットや病院により近い場所へ転居したいと考え、土地探しをしたところ、条件に合う申請地が見つかったことから、住宅を建築するために計画されたとのことでございます。

続きまして、農地転用許可基準の立地基準でございます。

申請地は、農振農用地区域外の第1種農地に該当すると考えられ、原則として許可することができない農地になりますが、例外的な許可要件であります「住宅のほか、周辺地域居住者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当

すると考えられます。

続きまして、一般基準でございます。

はじめに、農地転用目的実現の確実性につきましては、資金計画書が添付されており、全額を自己資金により賄う計画であり、銀行の残高証明書が添付されていることから実現性に支障はないものと考えられます。

次に、転用行為の妨げになる権利につきましては、公簿を確認したところ、支障ないものと考えられます。

次に、周辺農地の営農条件への支障が生じる恐れにつきましては、敷地内は整地のみ行い、建築物は平屋建ての計画でありますことから、日照や通風に影響がないものと考えられます。

また、申請地の北側、西側、南側に既設土留めブロックが設置されておりますことから、土砂の流出などを発生させる恐れはないものと考えられます。

次に、排水施設の有する機能への支障が生じる恐れにつきましては、合併浄化槽にて処理された雑排水および雨水は既設道路側溝に接続し放流する計画であります。

以上のことから、周辺の農地に係る営農条件に支障を生じる恐れはないものと考えられます。

最後に、他法令との関係につきましては、都市計画法の開発行為許可申請等の必要な関連手続きの申請書類の写しが添付されております。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま事務局から説明がありましたが、地区において調査を実施しておりますので、担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

整理番号1の案件につきましては、岡本佳之委員、お願いいたします。

○岡本委員 議案第2号整理番号1について調査報告申し上げます。

内容としては、事務局説明のとおりです。

今回の計画は、ガス導管の交換工事のため、農地を作業用地として、一時転用しようとするものです。

権利者には代理人からお電話にてお話を伺いました。義務者には自宅に訪問しお話を伺いました。

権利者、義務者とも、申請に間違いございませんということで、何ら問題はないと思われますが、委員の皆様の慎重なる審議をお願いいたします。

以上です。

○議長 ご苦労さまでした。

次に整理番号2番案件につきましては、高橋政人委員、お願いいたします。

○高橋委員 はい。それでは、議案第2号整理番号2について調査報告を申し上げます。

内容については事務局の説明のとおりでございます。

7月2日に今関委員さんと調査を行いました。

申請地は道路と住宅に囲まれた土地で、現在は雑草が生い茂っている状況でした。

代理人には電話にてお話を伺いました。今回の計画は、申請地に専用住宅を建築するというものであり、高齢となった権利者が立地条件の良い転居先を探していたところ、今回の申請地が見つかったため計画されたとのことでした。

申請に間違いはございませんとのことでした。

義務者には、同日、ご自宅へ訪問しお話を伺い、権利者より申し出があったことから譲ることとしたとのことで、申請に間違いございませんということでした。

付近の農地にも影響はなく、特に問題はないと思われませんが、委員の皆様の慎重なる審議をお願いいたします。

以上です。

○議長 ご苦勞さまでした。

これより議案第2号整理番号1から2の案件について、一括して質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長 吉原委員。

○吉原委員 詳細資料と議案書の地番が異なっているのではないかと思います。

○議長 ただいまの質問について、事務局お願いいたします。

○事務局 暫時休憩をお願いいたします。

○議長 暫時休憩いたします。

(午後3時45分)

○議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後3時47分)

○議長 事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 ただいま吉原委員からご質問がありました、議案書6ページ、議案第2号、整理番号2の地番の関係ですが、議案書の地番の表記が間違っておりました。訂正をお願いしたいと思います。

議案書6ページ、議案第2号、整理番号2、富田字西北原、議案書では、1354番2となっておりますが、枝番が1の誤りとなります。その下、富田字西北原1390番3と表記してございますが、こちらは、枝番が2の誤りとなりますので、訂正をお願いいたします。

申し訳ございませんでした。

○議長 今の説明でよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○議長 他に、ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご質問、ご意見ともにならないようですので、これにて議案第2号、整理番号1から2の案件について質疑を終結いたします。

これより、順次採決いたします。

○議長 議案第2号、整理番号1について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第2号、整理番号1は、原案のとおり許可相当とすることに決定いたします。

○議長 次に、議案第2号、整理番号2について、議案第2号、整理番号2は、原案のとおり許可相当、とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第2号、整理番号2は、原案のとおり許可相当とすることに決定いたします。

○議長 よって、議案第2号、整理番号1から2につきましては、原案のとおり許可相当として、県知事に意見書を送付いたします。

◎議案第3号 (整理番号1～3)

○議長 続きまして、日程第5、議案第3号「大網白里市農用地利用集積等促進計画案への意見聴取について」を議題とします。

事務局から議案第3号、整理番号1から3について、説明をお願いいたします。

○事務局 ご説明申し上げます。議案書の7ページをご覧ください。

農地中間管理機構が農用地利用集積等促進計画を定める場合、「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項」の規定により、市町村等に農用地利用集積等促進計画案の提出を求めることができるとされております。

本案は、同条第3項に基づき、大網白里市長から農業委員会長に意見を求められたものでございます。

議案書の8ページ「農用地利用集積等促進計画案総括表」をご覧ください。

権利の設定を受ける者は3人、権利の設定をする者は3人、権利の設定をする農用地の筆数および面積は、畑が6筆で、面積12,087㎡でございます。

次に、議案書の9ページをご覧ください。

農地中間管理機構から権利の設定等を受ける者の農業経営の状況等でございます。

次に、議案書の10ページをご覧ください。

農用地利用集積等促進計画案でございます。

今回の契約種別および件数は、新規が2件、更新が1件、合計3件でございます。

それでは、整理番号1から3の、所在地名の大字、地目および筆数、合計面積、設定期間、対価の支払い、契約種別の順に説明させていただきます。

なお、借受人と貸付人の住所、氏名および備考につきましては、議案書のとおりでございます。

整理番号1、細草、畑が4筆、10,000㎡、10年、金納、10a当たり10,000円、新規。

整理番号2、細草、畑が1筆、1,000㎡、10年、物納、10a当たりナス100kg、新規。

次に、議案書の11ページをご覧ください。

整理番号3、金谷郷、畑が1筆、1,087㎡、10年、金納、10a当たり10,000円、更新。

なお、整理番号1から3の権利の設定を受ける者につきましては、農用地利用集積等促進計画の認定基準である農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしているものと認められます。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から説明がありましたが、新規契約の農用地利用集積計画の案件について、地区において調査を実施しておりますが、整理番号3につきましては、更新につき、報告を省略させていただきます。

それでは、担当委員より、調査結果の報告をお願いいたします。

整理番号1から2の案件につきまして、一括して、内山充弘委員、お願いいたします。

○内山委員 はい。議案第3号、整理番号1、整理番号2について、一括で報告を申し上げます。

まず、整理番号1についてですが、理由としては事務局説明のとおりです。

7月2日に片岡推進委員さんとともに申請地を調査し、そのあと、借受人、貸付人宅に伺い話を聞きました。貸付人は高齢により、作付けが困難になり、数年前より申請地の作付けを行っていなかったそうです。

作付け者を探していたところ、知人の紹介で借受人に相談をして、今回の申請に至ったとのことでした。

借受人にも聞きますと、申請地は自宅から近く、管理もしやすいので、引き受けることになったそうです。

申請地は、不耕作地なので、契約後2年間は無償で、土づくりから始めていくと申しております。

借受人は認定農業者で機械設備もそろっております。

また、申請地も綺麗に管理されております。

借受人、貸付人とも申請について間違いないと回答をいただいております。

続いて、整理番号2について調査報告を申し上げます。

理由としては事務局の説明のとおりです。

7月2日に片岡委員とともに、貸付人、借受人と申請地にて調査を行いました。

貸付人は、施設の規模縮小を以前より考えていて、後見人を探していたところ、同じ出荷組合の若手の借受人にお願いをして、引き受けてもらうことになったそうです。

借受人は、市外の農業者ですが、申請地近くにも施設用地を管理しているので、今回の作付け依頼も受けたそうです。

借受人は、認定農業者で意欲的な方で、作物管理等、雇用者も数名いると申し立てました。

また、申請地は綺麗に管理されており、貸付人に借受人ともに今回の申請について間違いのないことでした。

以上、整理番号1、整理番号2について、問題ないと思われますが、委員の皆様の慎重審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長 ご苦労様でした。

これより、整理番号1から3について、一括して質疑に入ります。

ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 ご質問、ご意見ともないようですので、これにて整理番号1から3に対する質疑を終結いたします。

それでは、議案第3号、整理番号1から3について、一括して採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議ないと認め、一括して採決いたします。

それでは、議案第3号、整理番号1から3について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

○議長 総員賛成により、議案第3号、整理番号1から3の案件は、原案のとおり承認することを決定いたします。

(挙手全員)

○議長 総員賛成により、議案第3号、整理番号1から3の案件は、原案のとおり承認することを決定いたします。

◎報告第1号～報告第4号

○議長 続きまして、日程第6、報告第1号「農地法第4条第1項第7号の規定による届出について」、日程第7、報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による届出について」、日程第8、報告第3号「農地法第18条第6項の規定による合意解約について」、日程第9、報告第4号「農地の転用事実に関する照会について」を一括して議題といたします。

す。

事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 はじめに、報告第1号についてご説明いたします。

議案書12ページをご覧ください。

農地法第4条第1項第7号の規定による届け出は2件でございます。

農地の所在地及び届け出者につきましては議案書に記載のとおりであり、市街化区域内にある地目が農地である届け出地について、専用住宅用地として転用しようとするものでございます。

届け出書類は整っておりますので受理をいたしました。

続きまして、報告第2号についてご説明いたします。

議案書の13ページをご覧ください。

農地法第5条第1項第6号の規定による届け出は2件でございます。

整理番号1及び整理番号2、ともに駐車場用地として所有権移転するものでございます。

届け出書類は整っておりますので受理をいたしました。

続きまして、報告第3号についてご説明いたします。

議案書の14ページをご覧ください。

農地法第18条第6項の規定による合意解約は2件でございます。

届け出書類は整っておりますので受理をいたしました。

次に報告第4号についてご説明いたします。

議案書15ページから17ページをご覧ください。

農地の転用事実に関する照会は、6件でございます。

法務局から紹介のありました、農地の所在地及び申請者は議案書に記載のとおりであり、現地を農業委員及び推進委員と確認いたしました。

法務局には、表の右から4列目現況欄に記載のとおり回答いたしました。

説明は以上でございます。

○議長 ただいま、事務局から報告第1号から第4号の説明がありましたが、ご質問、ご意見がありましたら、挙手をお願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長 よろしいですか。それでは、ご質問、ご意見とにもないようですので、これにて、日程第6から日程第9の報告事項を終了いたします。

◎その他

○議長 この際ですから、他に、ご意見、連絡等がありましたら、各委員又は事務局からお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長 事務局。

○事務局 それでは事務局より、この後の予定についてご連絡させていただきます。

この総会終了後に、令和7年度遊休農地調査についてということで、担当より説明をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

○議長 他にございませんか。

◎閉 会

○議長 他にないようでございますので、以上で、本日の議案の審議および報告事項は全て終了いたしました。

慎重ご審議をいただき、ありがとうございました。

これにて、第3回大網白里市農業委員会総会を閉会いたします。

(午後4時02分)

上記会議の顛末を録し相違ないことを証するためここに署名する。

令和7年7月9日

農業委員会会長 内海 亮一

署名委員 岡本 健之

署名委員 菅 谷 祐